

附属第三病院・研修医寮管理規程

平成15年7月1日制定

平成16年4月1日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、第三病院白樺寮及び青樹寮(以下「寮」という)を使用する初期臨床研修医(以下「研修医」という)の快適な生活と安全の維持及び寮の適正な運営を目的とする。

(寮の定義)

第2条 この規程で寮とは、附属第三病院で研修期間中の研修医を居住させる白樺寮及び青樹寮をいう。

(管理)

第3条 寮の管理運営は附属第三病院管理課(以下「主管課」という)が行う。

第2章 入寮

(入寮資格)

第4条 白樺寮・青樹寮を使用できる者は附属第三病院の研修医で病院長が入寮を許可した者に限る。但し、入寮は单身とし、白樺寮の使用は男性研修医、青樹寮の使用は女性研修医に限る。

(入寮応募、手続き、入寮期間)

第5条 入寮を希望する者は「入寮希望申込書」を主管課に提出し、病院長の許可を得なければならない。入寮希望者多数の場合は抽選とし、空室が出た場合当選順に入寮を許可する。入寮期間は最短6ヶ月、最長2年とし、入寮者は「入寮誓約書および入寮・退寮届」を主管課に提出する。なお、研修開始後の入寮申込については空室発生時、順次入寮の手続きを行う。

(部屋の割当て、入替え、入寮数)

第6条 部屋割りおよび部屋の入替え、入寮数は主管課が決定する。

(入寮日、鍵の手続き)

第7条 入寮日は、研修開始日の数日前からとし主管課より指示する。鍵の受渡手続きは主管課に電話連絡後、平日の午前9時より午後5時の間に主管課にて行う。なお、手続き時は本人確認が出来るものを持参する。

(入寮の取り消し)

第8条 研修医の身分を失った時、また当規程に定めた事項に違反と病院が認めた場合は入寮を取り消し、即時退寮とする。

第3章 使用

(遵守義務)

第9条 入居者は本規程の遵守とともに防犯防火、風紀、秩序の維持、および居室内の整理整頓に努めなければならない。また寮の施設の毀損、盗難、災害等重大な事故があった場合は速やかに主管課に報告しなければならない。

(禁止事項)

第10条 入居者は施設の改変、居室の鍵の複製および転貸、危険物の持ち込み、共用部分に私物を置く等の不法占拠、寮・近隣の秩序を乱すこと、ペット・小動物飼育、屋上での飲食、室内喫煙、電話回線経由によるインターネット・メール等、迷惑行為、および寮本来の使用目的に反する使用。

(外来者の面会および宿泊)

第11条 寮内での部外者の面会、また居室へ宿泊させてはならない。(なお、白樺寮への女性、青樹寮への男性の入室は禁止する。)

(備付備品)

第12条 寮備品については、主管課の許可なく更新、処分してはならない。

第4章 退寮

(退寮日)

第13条 退寮日は研修終了日の数日前からとし主管課より指示する。また途中退寮を希望する場合は主管課に連絡し指示を仰ぐこととする。

(寮の明け渡し)

第14条 退寮するときは、室内を清掃し入寮時の原状に復帰して明け渡さなければならない。鍵の返却は平日午前9時より午後5時までに主管課にて速やかに行う。

第5章 使用料等

(使用料)

第15条 寮費、光熱水費は付表の通り月額所定金額を、入寮日の属する月の翌月(入寮日が月の初日の場合はその日の属する月)より給与天引にて徴収し、退寮月等においても日割計算はしない。また、退寮時には付表の通りハウスクリーニング代および原状復帰費用を徴収する。なお、寮使用に係る共用部分清掃費、ゴミ回収費等の費用は大学が全額負担する。

(損害賠償)

第16条 入寮者がその責に帰すべき事由により寮およびその附属施設物品などの毀損、滅失した場合、また退寮時の居室の状態が著しく原状に沿わない場合は、事情によりその損害額の全部または一部を賠償させることがある。賠償額は病院が決定する。なお、鍵を紛失した場合は再作成料として実費徴収する。

第6章 雑則

(立入権)

第17条 寮の管理上必要があるときは寮内に立ち入ることがある。この場合、あらかじめ入寮者に連絡するものとする。また防火、入寮者の安全等のため緊急の必要がある時は、事前に連絡することなく居室内に立入り必要措置を講ずることがある。

(災害時の責務)

第18条 地震・災害・広域感染症発生等、医療機関としての緊急時においては、入寮者は患者の生命を維持する措置に協力する責務がある。

(その他)

第19条 退寮後に寮内に残置した動産があるときは、入寮者がその所有権を放棄したものとみなし、病院がこれを適宣処分することが出来る。但し、その処分に要した費用は入寮者の負担とする。

以上